

重要事項説明書

シニア共済

(シニア引受基準緩和型医療共済)

この説明書は、ご契約に関する重要な事項のうち、
特にご確認いただきたいものをまとめたものです。
必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、
ご契約くださいますようお願いいたします。
また、ご契約に関する詳しい事項は、「約款」に記載されております。

詳しくは、埼玉県中小企業共済協同組合のホームページをご覧ください。
ホームページでは約款を閲覧&ダウンロードできます。



小さな掛金で大きな保障

さいたま共済

埼玉県中小企業共済協同組合

契約概要

❶ 共済契約の保障内容、保障額

シニア共済は、年齢区分により補償額が異なります。また、保障開始から180日間の共済金免責期間または削減期間があります。保障内容、保障額の詳細は、パンフレット、または約款によりご確認ください。

❷ 申込書及び健康告知の記入

申込書に必要事項をご記入の上、申し込んでください。また、申込には、被共済者の健康告知と加入同意が必要です。健康告知については、事実を正確に記入してください。ご報告がないときや事実と違うことをご記入いただいたときには、共済金を受け取りになれない場合や、当組合がご契約を解除させていただく場合もありますので、ご注意ください。

❸ 共済に加入することができる方

- ① 申込日現在、正常に就業し、または日常生活を営んでおり当組合所定の告知事項に該当しない方
- ② 申込日現在、次のような職業(危険職種)に従事していない方
 - ア. 自動車、自転車、モーターボート等の競争選手
 - イ. テストドライバー、テストライダー、テストパイロット等の職業従事者
 - ウ. プロレスラー、プロボクサー、力士等の職業従事者
 - エ. スタントマン、かるわざ師、その他これらに類する方
 - オ. 上記に掲げる職業と同程度またはそれ以上の身体及び生命への危険度の高い職業に従事している方
- ③ 加入限度は、被共済者一人につき、1口です。重複加入の場合、重複部分は無効となり、共済金の支払はできません。

❹ 保障の責任開始と共済期間

当組合が共済契約を承諾した場合は、申込日の翌日午前0時に遡って、保障の責任を開始します。共済期間は、共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年間とし、共済期間満了日の午後12時に終わります。

❺ 共済掛金と支払方法

共済掛金は、月額3,200円で、支払方法は、口座振替のみです。毎月28日(金融機関が休日のときは翌営業日)にご指定の金融機関口座から振り替えます。

❻ 共済掛金の払込猶予期間

初回掛金が3か月続けて振替できなかった場合は、契約は不成立となります。2回目以降の掛金が2か月続けて振替ができなかった場合は、共済契約は最初に振替ができなかった月の1日に遡って失効します。

❼ 共済契約の更新

ご契約の共済期間は1年間です。共済契約の継続は、共済期間満了の日の2週間前までに、契約者

または当組合のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、原則として、毎年自動的に継続します。なお、契約者は、いつでも将来に向かって契約を解除することができます。解除される場合は、当組合または取扱代理所にご連絡ください。

⑧ 共済金受取人

共済金は、契約者にお支払いします。ただし、被共済者と同一である契約者が死亡した場合の死亡弔慰金受取人は、約款に定められた受取順位でお支払いします。

注意喚起情報

① 共済金をお受け取りになれない場合

次のような場合などは、共済金はお受け取りになれません。

- ①自殺行為(加入後1年を経過した自殺死亡は、死亡弔慰金の支払い対象)
- ②共済契約者、被共済者又は共済受取人の故意または重過失
- ③被共済者の犯罪行為、闘争行為または被共済者に対する刑の執行
- ④被共済者の精神障害を原因とする事故及び泥酔状態または酩酊状態の間に生じた事故
- ⑤地震、噴火、津波、戦争、内乱、暴動等によるとき
- ⑥核燃料物質若しくはこれに汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで、または運転資格の停止期間中に自動車等を運転している間の事故(酒気帯び運転や薬物等により正常な運転ができない状態を含む)
- ⑧被共済者の薬物依存、中毒症状(シンナー、アルコール、麻薬等)
- ⑨過去の病歴(病名、治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害など当組合がおたずねすることにより正しく報告されない場合
- ⑩原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」、「頸椎捻挫」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの

上記以外にも共済金をお支払いできない場合や、ご契約を解除させていただく場合がありますので、詳しくは「約款」をご確認ください。

② 重大事由による解除

ご契約後に次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合、ご契約を解除することがあります。また、その場合は、共済金をお支払いしません。

- ①共済契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金を詐取する目的もしくは他人に共済金を詐取させる目的で、事故招致(未遂含む)をした場合
- ②共済金の請求に関し、共済金受取人に詐欺行為(未遂含む)があった場合
- ③共済契約者、被共済者または共済金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④共済契約者、被共済者又は共済受取人に対する当組合の信頼を損ない、共済契約を継続することを期待しえない①から③に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。

③ 告知義務違反による解除

共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は共済契約を解除することがあります。

④ 共済金の削減、共済掛金の追徴

当組合は異常災害等の事由により損失金をてん補するため、共済金を削除または共済掛金を追徴する場合があります。

⑤ ご契約内容の変更

ご契約内容に関し、共済契約者、被共済者、住所、振替口座などに変更が生じる場合には、必ず事前に当組合または取扱代理所にご連絡ください。

⑥ 事故発生のご連絡

病気・けがなどにより加入されている共済保障に関連する事故が発生した場合には、速やかに当組合または取扱代理所にご連絡ください。

⑦ 共済契約申込の撤回(クーリングオフ)

この共済は共済期間が1年以下です。このため、クーリングオフ制度の対象とはなりませんので、ご注意ください。

個人情報の取扱い

共済契約申込書の項目にご記入いただいた氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・健康状態などの個人情報および特定個人情報は、適切に取扱い、安全管理に努めますので、趣旨をご理解のうえ、あらかじめご理解いただきますようお願い申し上げます。

●個人情報の利用目的について

- (1)共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払いおよび付帯サービスの提供
- (2)共済事故の調査(医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含む)
- (3)当組合のほか、当組合の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供および法令等により必要な場合

詳しくは、埼玉県中小企業共済協同組合のホームページをご覧ください。
ホームページでは約款を閲覧&ダウンロードできます。



お問合せ先
埼玉県中小企業共済協同組合



〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10F

さいたま共済 検索

TEL.048-644-4281(代) FAX.048-644-4188

電話受付 平日9:00~17:00